

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年9月12日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、C店（以下「事業場」という。）において調理業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成26年10月25日、事業場厨房内で足が滑り転倒し、同年11月21日、D医療機関を受診したところ、「右橈骨頭骨折」と診断され、療養の結果、平成27年5月8日、治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存したとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月10日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 障害等級について

請求人に残存する障害について、医師の所見等を踏まえ、以下検討する。

ア 神経症状について

請求人は「右肘が常にうずくように痛い」と述べるが、主治医であるE医療機関F医師（以下「主治医」という。）は、平成30年7月5日付け診断書（以下「主治医診断書」という。）において、請求人の神経症状について、「右肘関節の運動時痛残存」と述べるにとどまっており、さらに、「X線上、変形を残すことなく、骨癒合している」と所見していることに鑑みれば、請求人の右肘に残存する神経症状が障害等級14級を超えるものとは認められない。

イ 機能障害について

請求人の右肘には可動域制限が認められるものの、その範囲は主治医診断書及び上・下肢等関節角度測定表のいずれにおいても、健側に比して3/4以下には制限されていないことから障害等級には該当しない。

(2) 以上の検討によれば、請求人に残存する障害は、決定書理由第に説示のとおり障害等級第14級を超えるものではない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月13日